

2015年度 三重県女子サッカーリーグ要項

- 1. 主 催** 一般社団法人三重県サッカー協会
2. 主 管 一般社団法人三重県サッカー協会 女子委員会
3. 期 日 平成27年5月～平成27年12月
4. 目 的 県内における女子サッカーの技術向上と普及、他チームとの交流を目的とする。
5. 競技方法
①8チームによる総当たりとする。
②試合は、60分ゲームとする。(延長なし)
*ハーフタイムは、前半終了時から後半開始時間で10分間とする。
*炎天下等の給水タイムは各試合の主審の判断による。
6. 競技規則
①平成27年度、公益財団法人日本サッカー協会競技規則に準ずる。
②試合球は、5号球持ちよりとする。
③登録選手数の制限は無いが、各試合の登録は18名までとし、7名を交代可能とする。(自由な交代なし)
④1チームの競技者が7人未満になった場合、『0-6』不戦敗とする。(競技規則第3条より)
⑤退場・警告については、以下のように定める
・警告累積が2回となった選手は、次の1試合に出場できない。
・退場を命じられた選手は少なくとも次の1試合は出場できない。
その出場停止期間は規律委員会で裁定する。
7. 参加チーム
◆三重高校(松阪市)
◆楠クラブレディース(四日市市)
◆ヴィアティン三重レディース(桑名市)
◆ミナスFC(四日市市)
◆四日市西高校(四日市市)
◆四日市南高校(四日市市)
◆伊勢FC Puro(伊勢市)
◆桑名高校(桑名市)
8. 参加資格
①平成27年4月末現在 公益財団法人日本サッカー協会登録チーム及び選手とする。
②5/16までに2015年度の登録選手名および登録番号が明記された一覧表をメールにて提出する。
③中学生以上の女子に限る。
④選手証を携帯のこと。(本部に確認を求められた場合はすぐに開示でき様にする事)
メンバー表は試合開始前までに本部に1部、対戦チームに1部提出すること。
[追加登録]
a) 追加登録は、平成27年11月末日までとする。
b) 追加登録選手の出場は、委員会へ提出し、受理後とする
c) リーグ参加チーム同士の移籍選手の出場は、移籍登録完了後(We b登録)1ヵ月後とする。
(尚、これを違反した場合は、チーム最終順位を最下位とする)
d) 追加登録は、指定の書類とWe b登録画面のコピーを事務局へ送付する。
9. 参 加 料 ¥5,000-(2015年度)
10. 順 位 順位は、下記の順序によって決定する。
① 勝ち点(勝3・分1・負0)
② 得失点差(得点-失点)
③ 総得点
④ 勝率(総勝数÷総負数)
11. 表 彰
①優勝チームは三重県サッカー協会より表彰をする。
②得点王、年間優秀選手は三重県サッカー協会より表彰する。

12. 東海リーグ入替戦への参加

- ①三重県女子サッカーリーグのチームで、東海女子サッカーリーグへのチャレンジ戦への参加希望チームは、三重県女子サッカーリーグ開幕前に、その旨を三重県サッカー協会女子委員会に連絡し、東海女子サッカーリーグのチャレンジ戦の参加資格を得る。
- ②三重県女子サッカーリーグ上位チームで、協会の推薦を得たチームは（1チーム）は東海女子サッカーリーグのチャレンジ戦へ参加できる。複数の場合は決定戦を行う。
- ③東海女子サッカーリーグのチャレンジ戦1位チームは、次年度東海女子サッカーリーグに昇格、2位チームは、東海女子サッカーリーグ2部5位チームと入替戦を行い、勝利したチームが次年度東海女子サッカーリーグに昇格する。

13. 運 営

- *当番チームは会場及び本部設営、試合終了後のグラウンド整備・清掃等まで責任を持つが、**グランド設営や整備・清掃は当番チームに限らず会場にいる全員で行う。**
- 会場準備は第1試合の両チームが、後片付けは最終試合の両チームが中心となり行う。**
- *当番チームは第4審判、記録を行い、試合結果を確認する。
得点及び得点者、警告を審判、両チーム監督に確認し、サインをもらう。
- *各チーム監督から優秀選手（相手チームから1名）を聞きメールにて報告する。
- *当番チームは、試合結果及び得点者を当日中に事務局にメールにて報告する。
全記録用紙は、事務局へ早めに郵送、またはPDFファイルにてメールすること。
- *雨天、その他による当日の試合中止は、当番チームが試合開始3時間前を目安に事務局・各チームへ連絡すること。
試合当日のAM6:00に暴風雨警報が発令中の場合は試合を中止とする。
- *雷等で試合の中止による再試合等の決定は当該チームで話し合いの上決定し事務局へ報告する。
*やむおえない理由により、日程通りに試合が開催できない場合には当該チームへ連絡の上、事務局に連絡、許可を得て予備日にて開催する。（当該チームにてグランド確保、日程調整）

14. 審 判

- 主審は審判服を着用のこと。（4級以上が望ましい、ライセンスのない選手は不可）
- 副審は選手を可とする。（育成目的）ただし審判服を原則着用とし、審判服の変わりにビブスでも可とする。

15. 規律委員会

- 高橋泰代女子委員長他女子委員会役員にて構成する。